（特別管理）産業廃棄物収集・運搬に関する特約条項

（法令の遵守）

第１条　委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律１３７号）を遵守するものとする。

（受託者の事業範囲）

第２条　受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿	許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限：＿＿＿＿＿＿	許可の有効期限：＿＿＿＿＿＿
事業範囲：＿＿＿＿＿＿	事業範囲：＿＿＿＿＿＿
許可の条件：＿＿＿＿＿＿	許可の条件：＿＿＿＿＿＿
許可番号：＿＿＿＿＿＿	許可番号：＿＿＿＿＿＿

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿	許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限：＿＿＿＿＿＿	許可の有効期限：＿＿＿＿＿＿
事業範囲：＿＿＿＿＿＿	事業範囲：＿＿＿＿＿＿
許可の条件：＿＿＿＿＿＿	許可の条件：＿＿＿＿＿＿
許可番号：＿＿＿＿＿＿	許可番号：＿＿＿＿＿＿

（委託する産業廃棄物の種類、数量及び業務委託料）

第３条　委託者が、受託者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び業務委託料は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び契約金額

種　　類　：＿汚泥＿

予定数量　：＿８００㎥＿

業務委託料　：＿金　　円　１㎥あたり＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

（運搬の最終目的地）

第４条　受託者は、委託者から委託された第３条の産業廃棄物を、委託者の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏　　名：　浜松市上下水道部
　　浜松市水道事業及び下水道事業管理者　奥家　章夫
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所：　浜松市中央区住吉五丁目１３番１号
許可都道府県・政令市：自ら処分のため、許可なし
許可の有効期限：　自ら処分のため、許可なし
事業の区分：　中間処分（天日乾燥）
産業廃棄物の種類：　汚泥
許可の条件：　自ら処分のため、許可なし
許可番号：　自ら処分のため、許可なし
事業場の名称：　大原浄水場天日乾燥床 12 号池
所在地：　浜松市浜名区内野地内

（収集・運搬過程における積替保管）

第５条　受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第６条　委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。

(1)　産業廃棄物の発生工程
(2)　産業廃棄物の性状及び荷姿
(3)　腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
(4)　混合等により生ずる支障
(5)　日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
(6)　石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
(7)　委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及

び量又は割合

(8)　その他取扱いの注意事項

2　委託者は、この契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

（委託業務完了報告）

第７条　受託者は委託者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を提出するとともに、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストＢ２票（積替保管を経由する場合には、Ｂ４票、Ｂ６票）又は電子マニフェストの運搬終了報告の紙出力を作成し、委託者に提出する。

（業務の一時停止）

第８条　受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに委託者に当該事由の内容及び、委託者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。委託者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2　委託者は受託者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（契約解除の場合の措置）

第９条　委託者又は受託者から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、委託者又は受託者は、次の措置を講じなければならない

（１）受託者の義務違反により委託者が解除した場合

受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。

（２）委託者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。